

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	ブラザー工業株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
工場等の名称	星崎工場
工場等の所在地	名古屋市南区浜田町五丁目1番地
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	事務用機械器具の部品設計及び製造
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月14日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） ブラザー工業株式会社 星崎工場 EMS事務局
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-824-3555		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

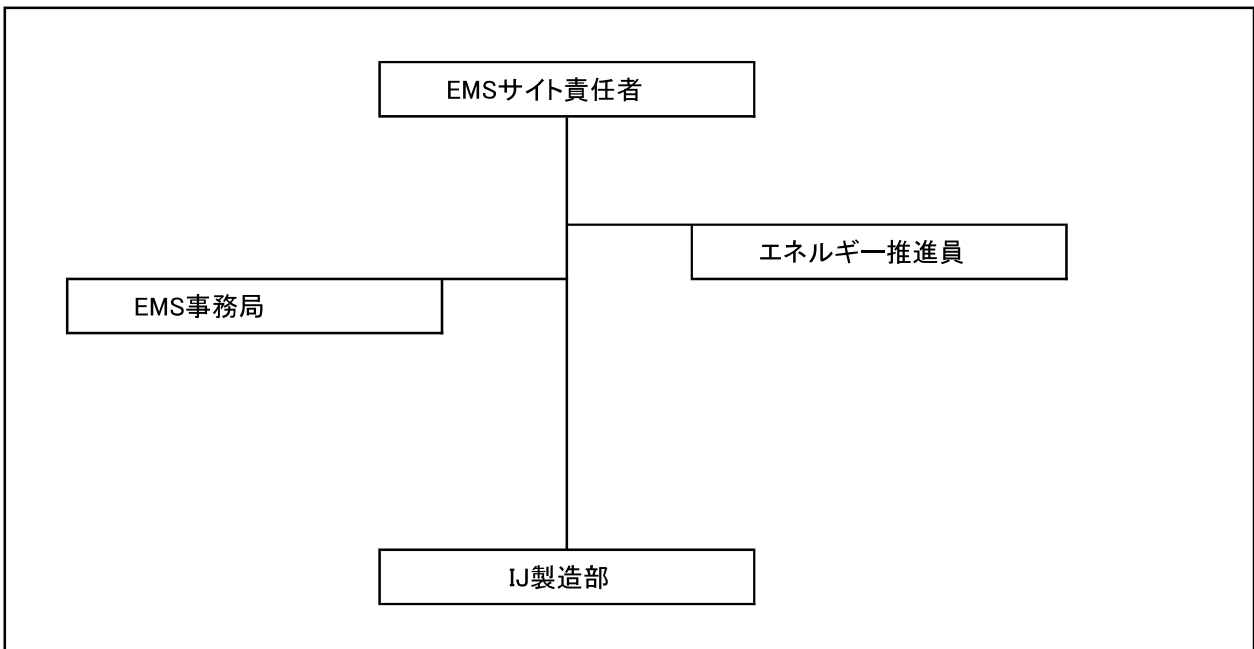
環境基本方針

環境への配慮は、全ての活動の基本となる。製品が開発・設計され、製造され、お客様によって使用され、やがて廃棄され再利用されるまで、全ての段階で安全かつ環境に対する影響を十二分に配慮する。

行動指針

1. 製造・製品・サービスの全ての事業活動領域において環境目標を定め、環境側面を継続的に改善する。
2. 事業を展開する全ての国で法規制を順守することはもちろん、汚染の予防、環境負荷の低減に高度な倫理観を持って行動する。
3. 技術・製品の開発設計に当たっては、資源の節減(効率化)・循環、有害物質による汚染の回避を常に考える。
4. ブラザーグループ各社の個々の自主的取り組みを尊重しつつ、「一体のグループ」として環境上の使命を達成する。
5. 環境教育、社内広報活動等により、全社員の環境意識の向上、啓発につとめる。
6. お客様、地域社会、その他関係者に対して、当社の環境に関する取り組みを積極的に開示し、理解を得る。
7. 全ての事業活動領域において生態系への影響の削減に努め、生物多様性の保全に取り組む。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,675	t-CO ₂
① 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 （ ① を 除 く ）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		3,675	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	0.1604	t-CO ₂ / m ²	0.1556	t-CO ₂ / m ²	3.0	%

（2）目標設定の考え方

原単位を年平均1%以上低減する。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	・冷暖房温度を順守する。冷房28℃、暖房20℃ ・空調機を順次省エネタイプに切替える ・クールビズ、ウォームビズの運用を促進する。 ・窓を順次二重窓タイプに変更する。	
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	・更新時に省エネタイプ(LED照明)へ更新する。 ・昼休み時間の消灯を徹底する。 ・不要時の消灯を徹底する。	
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	・省エネモード設定を徹底する。 ・待機電力の削減を推進する。	
省エネルギー・省資源の行動の実践・その他	・便座ヒータの運用を継続する。6月－10月停止 ・電気式給湯器の運用を継続する。6月－10月停止	
自動車利用における取組	業務による移動は公共交通機関を利用する。	

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

令和4年（2022年）に太陽光発電施設を設置予定

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--